**◆育児・介護休業法広報原稿例◆**

【広報原稿例】文字数：349字

**育児・介護休業法が改正されています**

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等の措置を講ずることとされました。

１　男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

２　育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

３　育児休業の分割取得

４　育児休業の取得の状況の公表の義務付け

５　有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室　☎029-277-8295